

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例等の検証について

1. 主な検証事項

【市民参加】

- 市民参加の手続き－第2章（第5条～）
 - ・既存の手続きに関すること（審議会等）
 - ※参加しやすい方法・新たな参加方法・ターゲットを絞った募集等

【市民協働】

- 市民協働の定義－第2条
 - ・協働相手について、①現状のまま、②市民公益活動団体以外も含める（例：個人、企業、大学等）等
 - ※定義に合わせて支援等の制度の整理も必要
- 市民公益活動団体への支援・行政活動への参入の機会提供－第4章（第24条～）
 - ・市民公益活動事業補助金、市民協働事業提案制度等
 - ・登録制（第28条）
 - ・こまえくぼ1234の位置付け

【その他】

- ウィズコロナ、アフターコロナを踏まえた新たな視点

★各対象に対して何が必要か★

1. 現在参加・活動をしていない人

- ①関心・興味がないために（必要と感じていないために）参加・活動をしていない
- ※関心を向ける！
- ・行政活動・市民公益活動等への関心を高める。
 - ・行政・地域課題を共有する。等

- ②関心・興味、希望はあるが、①制約等により、②きっかけが掴めないために（一步踏み出せないために）参加・活動をしていない（できない）
- ※行動に向ける！
- ・物理的な制約があっても参加・活動可能な環境を作る。
 - ・関心・興味を後押しする機会を作る（支援方法等）。等

2. 既に参加・活動をしている人

- ・参加・活動において弊害・課題となっているものを改善する。

2. 検証・改正スケジュール（予定）

年度	審議会	主な内容（予定）
R3	11月10日 ※第4回	＊条例等検証・改正スケジュール、検証事項等の確認 ＊現状・課題把握① ・行政活動、市民活動等への参加環境の現状・課題把握
	12月22日 ※第5回	＊現状・課題把握② ★ワークショップ形式（予定） ・行政活動、市民活動等への参加環境の現状・課題把握
	2月16日 ※第6回	＊現状・課題把握③ ・他自治体の事例把握 ・各種制度等の検証
R4	4月中旬 ※第1回	＊改善策等の検討①
	6月中旬 ※第2回	＊改善策等の検討②
	7月下旬 ※第3回	＊骨子案検討①
	8月下旬 ※第4回	＊骨子案検討②
	9月上旬	■骨子案答申
	10月～11月	説明会（フォーラム）、パブリックコメント
	12月上旬 ※第5回	条例案検討
	12月中旬	■条例案答申
	3月末	条例改正

※は通常の審議会の回数に該当